



島根県報

平成23年4月5日（火）

号外第98号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第273号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	大田桜江線	邑智郡川本町大字南佐木167番1地先から同町大字田窪1208番地先まで	前	メートル 3.50～ 9.00	メートル 522.00	県央県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	8.50～ 38.00	522.00	
〃	益田港線	益田市中島町イ147番4地先から同町イ142番7地先まで	前	8.30～ 11.10	104.00	交通安全工事 拡幅
			後	9.20～ 11.80	104.00	
〃	三隅美都線	益田市美都町宇津川ハ1097番10地先から同ハ1333番2地先まで	前	4.50～ 35.00	528.00	益田県土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後	6.00～ 35.00	528.00	
〃	野地鎌手停車場線	益田市西平原町558番6地先から同番8地先まで	前	6.30～ 11.00	23.00	道路改良工事 拡幅
			後	6.50～ 14.00	23.00	

島根県告示第274号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年4月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	三刀屋佐田線	出雲市佐田町吉野65番1地先から同649番5地先まで	メートル 321.50	平成23年 4月5日	出雲県土整備事務所	
〃	益田港線	益田市中島町イ147番4地先から同町イ142番7地先まで	104.00	平成23年 4月5日	益田県土整備事務所	
〃	吉賀匹見線	益田市匹見町紙祖イ2142番3地先から同イ2144番4地先まで	290.00	平成23年 4月5日		
〃	三隅美都線	益田市美都町宇津川ハ1097番10地先から同ハ1333番2地先まで	528.00	平成23年 4月5日		
〃	野地鎌手停車場線	益田市西平原町558番6地先から同番8地先まで	23.00	平成23年 4月5日		